

第3回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年6月10日(木) 午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 山下 和子 委員		3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(1名)	2番 蔵本 孝広 委員			
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第10号議案 非農地の現況証明について 第11号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 事務局 会長（議長）	<p>ただ今より、令和3年度第3回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>それでは、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、11人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。</p> <p>次に会議の議長ですけれども、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となりますので、では進行をお願い致します。</p> <p>それでは、まず本日の議事日程でございますけれども、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。次に「会期の日程」をお諮り致します。令和3年度第3回湯梨浜町農業委員会定例総会の会期は令和3年6月10日、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りと致します。</p>
2 議事録署名委員の指名	（議長）	<p>次に「議事録署名委員の指名」でございます。このことにつきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長において指名をさせて頂きたいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>異議なしと認めます。議事録署名委員には4番の山上真治委員、そして6番の谷岡貞幸委員、両名の方をお願いを致します。そして会議書記におきましては、事務局の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 第1号 賃貸借の解約等の通知について	（議長） 事務局	<p>次に日程3番、報告事項に入ります。報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知」について、このことについて説明をしてください。</p> <p>報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、本委員会に報告するものです。</p> <p>番号1 権限の種類 農地法、通知者賃貸人は、田後●●。賃借人は、田後●●。土地の表示大字田後——。地目は田、面積は1,022㎡。合意の成立日は令和3年5月25日で、土地の引き</p>

<p>4 議事 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>渡し日も同日です。報告は以上であります。</p> <p>はい。以上で説明を終わります。皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p> <p>お尋ねはございませんか。はい。それでは無いものと致します。以上で報告事項を終わります。次に日程 4 番、議事に入ります。議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは事務局より、説明をお願いします。</p> <p>議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、3-1 頁及び資料 1 の 1 から 4 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字南谷——。現況地目は畑、転用面積は 953 m²。転用計画の用途は商業・サービス等用地。施設概要はその他レジャー施設であります。建築面積は 55.50 m²。</p> <p>譲受人は、上浅津●●。譲渡人は、南谷●●。契約内容は、売買による所有権移転であります。立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は 小集団の生産力の低い農地であります。許可根拠規定は代替地なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。</p> <p>事業内容ですけれども、保養施設、小屋なんですけども、これが 1 棟で建築面積が 49.50 m²。陶芸・ピザ窯小屋を 1 棟。建築面積が 6.00 m²。それから 7 台分の駐車場を整備するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、隣接地は保全管理されていますが、耕作はされていません。</p> <p>本冊、頁をめくって頂き 3-1 が航空写真による位置図であります。南谷のですね、県の衛生研究所のところから登って行った農道沿いで、馬ノ山の展望台へ行く分かれ道があるんですけども、その少し手前と云う事になります。</p> <p>現地の写真につきましては、別添資料 1 の 1 頁目であります。申請地につきましては、譲受人と譲渡人とで、現在使用貸借による利用権が設定がされているんですけども。写真にございますとおり申請地の中央に小屋がございます。これは譲受人が農業用倉庫として平成 27 年 11 月に 2 アール未満の農業用施設の届出をしてから、設置してあるものであります。それでこの小屋は、</p>
--	--------------------------------------	--

		<p>本申請の転用許可が出ましたら、撤去をして新たに整備をします。そう云う計画であります。</p> <p>それで資料 1、頁をめくって頂きまして 2 頁目が公図。3 頁目が土地利用計画図と陶芸・ピザ窯小屋の平面図・立面図。4 頁目が保養施設、小屋の平面図・立面図であります。</p> <p>3 頁目の土地利用計画図に戻って頂きましてですね。申請者、譲受人から事業計画の聞き取りを行いましたところ、土地の造成は行わず、建物基礎部分について表土をスキ取り、スキ取った土で駐車場部分の整地を行うと云う事でございます。</p> <p>それで、水回りにつきましては、申請地には水道・下水道はござませんので、保養施設のトイレは汲み取り式のタンクを設置。そして、お茶や飲料水の残り等の生活雑排水については、少量なので地下浸透とするものであります。それから、保養施設に降った雨水は、破線で表示してありますが、パイプを通じて隣接する道路側溝へ排出する計画であります。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>それでは引き続き、現地確認委員による調査報告をして頂きます。それでは 10 番の尾川寛信委員より、現地報告をしてください。</p> <p>はい。本日 13 時に長谷川会長、土海職務代理、山田委員、河井推進委員、事務局 2 名、そして私の 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>現地はですね、衛生研究所からずーっと山の上の方に上がって行き、山陰道を突っ切って、丁度上がりきった様な所の右側にあります。資料 1 の 1 頁に写真があります様に、左上の写真で分かります様に、道路を上がって来た所でございます。小屋はだいぶ前から建っております。それでロケーションはとっても良い所です。</p> <p>現在周りに耕作者はありませんし、生産力の低い農地でございます。説明ございました様に、雨水排水も道路側溝に確実にきちんと流せる様な状態で、周りに農地らしきものも見当たらず荒廃しておりますので、問題は無いのではないかと思います。以上でございます。</p> <p>はい。以上で現地確認委員による報告を終わります。それでは、ただ今より議案第 9 号についての質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。どなたでも結構ですよ。</p>
	議長	
	尾川委員	
	議長	

<p>議案第 10 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>それでは質疑は無い様でございますね。質疑は無しと認め、質疑は以上で打ち切ります。これより採決を行います。議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手であります。よって議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に議案第 10 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。事務局から説明してください。</p> <p>議案第 10 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁、資料 1 の 5 頁、6 頁)</p> <p>番号 1 申請人は北福●●。土地の所在 大字北福——。地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 516 m²。昭和 50 年頃から作業場として利用しているものであります。</p> <p>本冊、頁をめくって頂き 4-1 が航空写真による位置図です。申請者の家の隣に位置しております。それから現地の写真は資料 1 の 5 頁と 6 頁です。5 頁目の写真が田んぼの方側にある道から見た写真で、6 頁が奥の方から振り返って田んぼに向かって撮った写真と云う事になるんですけども。6 頁目の写真をご覧頂ますと、一部家庭菜園的に畑利用されていますが、筆全体としては本宅に隣接する宅地の一部となっていると云うものであります。</p> <p>本冊、4 頁に戻って頂きまして。</p> <p>(資料は 4-2 頁、資料 1 の 7 頁)</p> <p>番号 2 申請人は兵庫県宝塚市●●。土地の所在 大字泊——。地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 54 m²。</p> <p>管理をしておられたお父さんが亡くなられてから、畑としては利用されておらず原野化していると云うものであります。現地の航空写真が本冊 4-2。泊恐竜広場前バス停から集落の方に至る道があるんですけども。それが航空写真の図面の下に見える道でございます。申請地は地図上側の赤い線で囲っている場所でございます。そして現地の写真は、資料 1 の 7 頁であります。</p>
----------------------------------	--------------------------	---

	<p>議長</p> <p>山田委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>横川委員</p> <p>議長</p> <p>横川委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>説明は以上です。</p> <p>はい。それでは引き続き、現地確認委員による調査報告をして頂きます。それでは番号1の案件を11番の山田隆雄委員より、現地確認の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。それでは発表させて頂きます。尾川委員の発表のとおり、7名で行って参りました。</p> <p>それで、北福の案件なんです。地番は北福になってますが、集落名は福永と言う集落名であります。4-1の写真のとおり、本宅の横に並んだ細長い土地でありまして、500㎡と云う事で、中ほどに黒い屋根と白い屋根が見えますが、そこが作業場兼車庫兼、白いのがパイプハウスのトラクター置場とかになっています。</p> <p>入口の方は花木があつたりとか、奥の方に若干ですが畑らしきものがありました。全体としては地目が今までは畑だったのが、今度非農地と云う事で、すべて宅地にしたいと云う事であり。50年頃からもう、作業場として使っておりますので、問題は無いと思います。以上です。</p> <p>はい。それでは次に、番号2番の案件を14番の河井勝重推進委員に現地確認報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。では、説明させて頂きます。</p> <p>非農地の2番。さっき事務局が言った様に泊です。それで本冊の、見て頂ければ分かるんですけども、4-2ね。この小っちゃい場所で。それこそ、この土地は、この附記に書いてある様に、お父さんが亡くなられて。もう、娘さんだと思うんですけども、泊を出ておられるし。管理する人が無いものでして。復元するもの難しいと思いますし、今後も農地にする予定も無いと思われ。ますので、非農地として認めることに問題は無いと思いました。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様です。それでは、以上で現地確認委員による報告を終わります。</p> <p>ただ今より一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。横川委員、どうぞ発言してください。</p> <p>一つだけ、ちょっと教えて頂きたいです。資料1の7頁の左の下の奥に畑らしきものが見えますが、ここの周りと云うのは、耕作と云うか何か作物を作っていたりされているんでしょうか。</p> <p>はい、説明してください。</p> <p>資料1の7頁の写真と合わせて、本冊4-2の航空写真の位置図、ちょっと見て頂いた方が</p>
--	--	--

	<p>横川委員 議長 横川委員 議長 山本正義推進委員 議長 事務局</p> <p>山本正義推進委員 中村推進委員 議長 中村推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>んですけども。申請地が長細くなってまして、その長細い先。4-2の図面で行くと、上側じゃなくて、その右側の土地と云うのが7頁の左下の写真。その奥側に見える、その所なんですけども。その所はもう非農地、原野になってます。そして申請地の南側。7頁の写真で行くと、左下の写真で行くと道の隔てた右側、そっちの方も原野になっております。</p> <p>耕作してありますのが、4-2の図面で行くと上側、北側。北隣の方には、細い水路があるんですけども、水路を挟んで北側、上側の方は畑が作ってありました。と云う様な状況です。周りが大分原野化しているなかで、作り易い広い所が作ってある所がある、と云う様な状況であります。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>はい。横川委員、良いですか。</p> <p>はい、良いです。</p> <p>その他にございますか。はいどうぞ、山本推進委員どうぞ発言してください。</p> <p>今の泊の件ですけども、誰も居られないのか。</p> <p>説明を。</p> <p>はい。ご家族の方もこちらに居られない様ですね。全員地元には居られず、出ちゃってるみたいで。</p> <p>親戚も無いんだな。これから荒れ放題になっちゃうな。</p> <p>ちょっと。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>色々こう云う非農地の田畑、多くなって来てるんですけどね。正味耕作しておられる方の隣が非農地になったと。何もせずにはほったらかしと云う具合も多々あってね。どうしたもんかいなと思いつながらね。見て見ぬ振りって云ったらおかしいですけどね、今回の様にもう誰もいない家もありますしね。ただ、その道路を使う人にとって見たら、草は荒れ放題と云う格好になっちゃいますのでね。何か指導ってあるんですかねと云う事です。</p> <p>はい。それでは事務局。</p> <p>まず、ここの申請地のケースをもうちょっと詳しく話させていただきますと。横川委員から周辺の農地の具合はどうかと云う事で、北隣には耕作している所がありますよと云う事で、先ほど答えさせて頂いたんですけども。</p>
--	---	--

<p>議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定に</p>	<p>中村推進委員 事務局</p> <p>議長 中村推進委員 議長</p> <p>(議長)</p>	<p>北隣に畑、作ってあるのの通作道としてですね、この度の申請地を通り抜けする様に使っておられるんですよ。現実的には。そう云う意味では、ここの申請地については事実上通り抜けする場所として活用したいからと云う事で、恐らくその先に畑を作っておられる方が、ある程度草刈りの管理とかはされていると思われまますので。そう云った意味では、周りに悪影響を与える様なことにはならないとは思いうんです。作っておられる方自体が困るので。と云う様な状況にあるですけども。</p> <p>その他の場所につきましては、例えば集落に近い様な場所と云うか、少なくともちゃんと耕作してる隣が荒れて来ちゃうと云う事については、管理する人がこっちにあればね、やっぱり。ちゃんと管理してくださいなと云う話で進めて頂くのが良いですけれども。地主が居られない土地と云う事になっちゃうと、やむを得ん、隣を作っている人が草刈り機のひと振り分くらいでも余計に刈って。我が家の農地に草が来ない様に予防線を張る、みたいなことが現実なのか。現実的には。あるべき姿とは違いますけども。</p> <p>関係者で処理するって云う事ですね。</p> <p>はい。地権者がちゃんといるのであれば、その人にやってもらわないといけないけども。いても高齢の方であったりだとか、できないと云う事になっちゃうと、やむを得ん、身近に居られる人、近所の人達で代わりにやってあげると云う事にならざるを得んと思います。</p> <p>はい、良いですか。</p> <p>良いです、良いです。</p> <p>議案第 10 号には、案件が 1 番 2 番とございます。その他質疑はございませんか。</p> <p>それでは、質疑は無しと認めさせていただきます。これで質疑を終結しまして採決を行います。</p> <p>議案第 10 号「非農地の現況証明」に対する可否決定についてでございますが、原案のとおり可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい、全員が挙手でございます。よって、議案第 10 号「非農地の現況証明」につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限</p>
-----------------------------------	---	--

<p>ついて</p>	<p>尾川委員 議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>がございます。</p> <p>お諮りを致します。議席番号 7 番の山本美代子委員と 14 番の河井勝重推進委員の申請案件、整理番号は 4 番と 11 番です。これについては先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>異議は無しと云う風に認めます。よって整理番号 4 番と 11 番を先に審議することと致します。それでは 7 番山本美代子委員と 14 番河井勝重推進委員の両名は退席をしてください。</p> <p>(山本美代子委員、河井勝重推進委員 退席)</p> <p>会長、7 番は良いですか。7 番、番号 7。</p> <p>はい、失礼を致しました。7 番の案件も先に審議をさせていただきます。と云う事で、山上真治委員にも退席をして頂きます。</p> <p>(山上真治委員 退席)</p> <p>それでは、山本、そして山上、河井。3 名の委員の退席を確認致しましたので、審議を続行致します。それでは事務局の方から総括の説明をしてください。</p> <p>議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 3 年 6 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、5-1 から 5-3 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 11、貸し人 12 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 7 件で、12,075 ㎡。3 年以上 6 年未満が 5 件で 8,206 ㎡。6 年以上 10 年未満が 6 件で 9,332 ㎡。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 24,221 ㎡、転作田として利用が 1,008 ㎡、樹園地として利用が 3,373 ㎡、普通畑として利用が 1,011 ㎡。利用権設定面積率は 0.231%であります。</p> <p>詳細については次 5-2、5-3 の各筆明細と云う事になりますけども、整理番号 4,7,11 が 5-2 でございます。</p> <p>総括説明と致しましては、全体として「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。皆さんの方から質疑はございます</p>
------------	---	---

	<p>議長 山下 昇推進委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>山下 昇推進委員 事務局 山下 昇推進委員 議長</p> <p>横川委員 議長 横川委員 議長 事務局</p> <p>横川委員 議長</p>	<p>はいどうぞ。</p> <p>例えば 15 番 16 番と云うのは、今、良く分かっている所ですけどもね。担い手機構に行って、次の人も大体目処がついているんですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>整理番号 15 番 16 番につきましては大字光吉の所ですので、こうれはもう作り手が決まっております。ただ、整理番号 14 の大字長江の所については、ちょっと調整を図ってもらっていると。長江の方はちょっとね。受け手があまり多くはございませんので、調整を図った上でダメだったら大規模農家さんに。担い手さんの方をお願いをすることになるかなと云う事で、調整中です。14 についてはね。15.16 は決まってる。</p> <p>丁度この辺は今、大手組が代をかいたりしているところですね。</p> <p>そうですね。お二人にそれぞれと云う事ですね。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>皆さんの方から質疑はございますか。どうぞ。</p> <p>質疑は無い様ですね。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ。横川委員どうぞ。</p> <p>整理番号 3 番の川上。ここは●●さんになってますが、大丈夫かなと思って。</p> <p>その辺り、ちょっと感触を説明してやってください。</p> <p>整理番号 3 のこの案件については、地主さんが事務局の方に来られて「手配したので、これをお願いします。」と云う事で持って来られたんですよ。</p> <p>要するに、この地主さんがお願いをしていると云う事で。良いんじゃないかなと、ここに関しては。大概是地主さんから「頼むで。」と云う事で念押しを、多分されてると思います。</p> <p>地主さんがまあ、目を光らせてるんだったら。はい。分かりました。ありがとうございます。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>質疑は無しと云う風に認めます。そして質疑を終結をし、採決をただ今より行います。</p> <p>議案第 11 号「農用地利用集積計画」の整理番号 4 番 7 番 11 番以外の決定について、原案のと</p>
--	--	--

5 その他	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>山下和子委員 徳岡推進委員</p>	<p>おり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手でございます。よって議案第 11 号の「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり意見決定を致しました。以上で議事を終わります。</p> <p>それではその他に入ります。括弧 1 番「7 月定例総会の日程について」をお諮りします。それでは説明してください。</p> <p>○ 7 月定例総会の日程について</p> <p>7 月 9 日 (金) 午後 3 時から</p> <p>○ 農家相談会の日程について</p> <p>6 月 17 日 (木) 午前 9 時 ~ 正午</p> <p>担当 : 山下和子 委員、横川 力 委員、中村 博 推進委員</p> <p>7 月 15 日 (木) 午前 9 時 ~ 正午</p> <p>担当 : 山上真治 委員、谷岡貞幸 委員、倉本哲男 推進委員</p> <p>○ 農地パトロールの日程について</p> <p>7 月 27 日 (火) 出発式 : 午前 8 時 45 分~</p> <p>農地パトロール事前研修を 7 月定例総会時に実施。</p> <p>○ 農林水産省公表の「荒廃農地の現状と対策」について</p> <p>令和 3 年 4 月版を参考資料として配布。単県の農地再生補助事業について周知。</p> <p>○ 認定農業者・若手農業者等との意見交換交流会について</p> <p>○ 農業委員会女性協議会の活動状況について報告</p> <p>○ 賃貸借を解約された農地のその後について</p> <p>条件不利地で解約された場合、その後の進め方について</p>
6 閉会	議長	<p>以上を持ちまして、令和 3 年度第 3 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうぞご苦労様でした。</p> <p>(閉会 午後 4 時 3 0 分)</p>